

トレイルOコントローラ資格認定に関する規程

第一章 総 則

[目 的]

第1条 この規程は、社団法人日本オリエンテーリング協会（以下、J O Aという）が、日本トレイル・オリエンテーリング競技規則（以下、競技規則という）に基づき、トレイル・オリエンテーリング競技の公正さを保証するために設けたトレイル・オリエンテーリング・コントローラ（以下、トレイルOコントローラという）の資格認定に関する事項を定める。

[定 義]

第2条 この規程でいうトレイルOコントローラとは、トレイルOコントローラ講習会（以下、講習会という）を受講した者、あるいはトレイルOコントローラ研修会（以下、研修会という）を受講した者で、登録した者をいう。

[任 務]

第3条 トレイルOコントローラは、大会が競技規則に則って行われ、公正さを保証するように努めなければならない。

第二章 講習会および研修会

[講習会および研修会の開催]

第4条 講習会および研修会を開催できるものは、J O Aとする。

第5条 講習会は原則として3年ごとに開催する。

第6条 研修会は原則として毎年開催する。

[講習会の実施]

第7条 講習会および研修会の実施要領は、別に定める。

第三章 新規資格認定および登録

[講習会の受講]

第8条 新規にトレイルOコントローラ資格の認定を受けようとする者は、講習会を受講しなければならない。

[受講資格]

第9条 講習会の受講資格は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) コントローラの資格を有している者でトレイルOの経験及び大会運営の経験が豊富な者

- (2) トレイルOの経験及び大会運営の経験が豊富な者で、所属するJOA会員（都道府県オリエンテーリング協会）あるいはJOAが認めた団体（日本トレイルO研究会等）の推薦を受けた者

[登録申請]

第10条 所定の認定試験に合格し、トレイルOコントローラとして登録を希望する者は、別紙様式1「トレイルOコントローラ資格認定登録申請書」により申請する。

第四章 更新登録

[研修会の受講]

第11条 トレイルOコントローラ資格を更新しようとする者は、登録期間中のいずれかの研修会を受講しなければならない。

[登録申請]

第12条 トレイルOコントローラとして更新登録を希望する者は、別紙様式2「トレイルOコントローラ資格更新登録申請書」により申請する。

第五章 資格の認定および公示

[認定証等の交付・公示]

第13条 認定登録申請あるいは更新登録申請を受理したJOAは、認定証等を交付し、登録者名を公示する。

[有効期間]

第14条 登録の有効期間は、講習会開催年の次年度より3年とする。

第六章 資格の取消し

[資格の取消し]

第15条 JOAは、次のことを認めた場合、トレイルOコントローラの資格を取消すことがある。

- (1) トレイルOコントローラとして、逸脱した行為、重大な過失行為があったとき。
- (2) 第3条の任務を遂行しなかったとき。
- (3) 更新登録手続きをとらなかったとき。

付 則

第16条 この規程の改訂は、理事会の審議を経て行う。

第17条 この規程は、平成18年12月3日から施行する。

[別紙]
(様式1)

JOAトレイルOコントローラ資格（新規）認定登録申請書

社団法人日本オリエンテーリング協会
会 長 殿

平成 年 月 日

住所

氏名 印

私は、社団法人日本オリエンテーリング協会トレイルOコントローラの登録（新規）
をしたいので、申請いたします。

ふりがな 氏 名		性別	生 年 月 日
		男・女	年 月 日生
住 所	〒 □		
電子メール			
電話/FAX	/		
登録番号			
所属会員、役職			
トレイルO 大会運営等の実績 (過去5年間)			

(様式2)

JOAトレイルOコントローラ資格（更新）登録申請書

社団法人日本オリエンテーリング協会

会 長 殿

平成 年 月 日

住所

氏名

印

私は、社団法人日本オリエンテーリング協会トレイルOコントローラの登録（更新）
をしたいので、申請いたします。

ふりがな 氏 名	
住 所	〒 □
電子メール	
電話/FAX	/
登録番号	
所属会員、役職	
トレイルO コントローラ 大会運営等の実績 (過去3年間)	
海外大会参加経験 (主な大会)	